

平成 22 年

第 3 回市議会定例会 議案第 10 号

公有水面埋立てについて

公有水面埋立法第 42 条第 3 項において準用する同法第 3 条第 1 項の規定により，公有水面埋立てに関し，北海道知事高橋はるみから別添のとおり意見を求められたが，これに同意したいので議会の議決を求める。

平成 22 年 9 月 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

(根拠規定)

公有水面埋立法第 42 条第 3 項において準用する同法第 3 条第 4 項

砂防第 142-2 号

平成22年8月13日

函館市長 様

北海道知事 高橋 はるみ

公有水面埋立ての承認の出願について（照会）

平成22年7月13日付けで農林水産省から出願のあったこのことについて、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、貴職の意見を求めます。

なお、意見書については、平成22年12月12日までに提出してください。

（建設部土木局砂防災害課事業管理グループ主査[管理]）



公有水面埋立承認願書

北開局水第157号

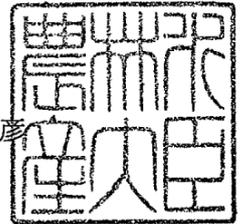
平成22年7月13日

北海道知事 高橋 はるみ 殿

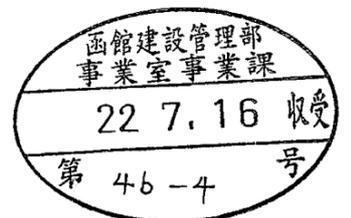
出願者

東京都千代田区霞が関1の2の1

農林水産大臣 山田 正彦



公有水面埋立法第42条第1項の規定に基づき、公有水面埋立の承認を受けたいので、
関係書類を添えて出願します。



1. 埋立区域

(1) 位置

函館市入舟町 254 番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1 の地点と 2 の地点を結ぶ平成 21 年の秋分の満潮位(D.L.+1.06m)における公有水面と陸地との境界線、2 の地点から 7 の地点を順次に結んだ線及び 1 の地点と 7 の地点を結ぶ平成 21 年の秋分の満潮位(D.L.+1.06m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

1 の地点	三等三角点 函館(北緯 41 度 45 分 33 秒 545、東経 140 度 42 分 14 秒 426)		
	から	350 度 15 分 32 秒	1,556.26 m の地点
2 の地点	1 の地点から	194 度 55 分 09 秒	17.91 m の地点
3 の地点	2 の地点から	359 度 27 分 14 秒	15.11 m の地点
4 の地点	3 の地点から	269 度 27 分 08 秒	37.35 m の地点
5 の地点	4 の地点から	179 度 29 分 27 秒	0.45 m の地点
6 の地点	5 の地点から	269 度 26 分 40 秒	3.30 m の地点
7 の地点	6 の地点から	359 度 26 分 57 秒	2.60 m の地点

(3) 面積

130.10 m²

2. 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

函館市入舟町 254 番地の地内並びに同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線およびイの地点とニの地点を結んだ線により囲まれた区域。

イの地点	三等三角点 函館(北緯 41 度 45 分 33 秒 545、東経 140 度 42 分 14 秒 426)
	から 350 度 15 分 54 秒 1,506.71 m の地点
ロの地点	イの地点から 269 度 27 分 08 秒 63.50 m の地点
ハの地点	ロの地点から 359 度 27 分 08 秒 67.79 m の地点
ニの地点	ハの地点から 89 度 27 分 08 秒 63.50 m の地点

(3) 面積

4,304.60 m²

3. 埋立地の用途

漁港施設用地

4. 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

埋立地の地盤の高さは、下表のとおりである。

区 域	地 盤 高
漁港施設用地	D.L.+2.00m ~ D.L.+2.10m

(2) 護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造

名 称	種 類	構 造
-3.0m 岸壁 A部 -3.0m 岸壁 B部(標準部)	岸 壁	(本体工) 鋼矢板、控え鋼管杭 (上部工) コンクリート <天端高> -3.0m 岸壁 A部 : D.L.+2.00m -3.0m 岸壁 B部 : D.L.+2.00m
-3.0m 岸壁 B部(接続部)	岸 壁	(基礎工) 基礎捨石 (本体工) コンクリート、裏込石 (上部工) コンクリート <天端高> D.L.+2.00m
-3.0m 岸壁 取付部	岸 壁	(基礎工) 基礎捨石 (本体工) コンクリート、裏込石 (上部工) コンクリート <天端高> D.L.+2.00m ~ D.L.+2.05m

(3)埋立てに関する工事の施行方法

1 埋立工法

本埋立工事は、既設工作物の前面に新たなけい留施設を改良整備するものであり、埋立土砂の投入は行わないため、本項については該当しないものである。

2 埋立てに関する工事の施行順序

本埋立てに関する工事は、一体的に施行するもので、まず既設船揚場を除去し仮設工を行った後、-3.0m岸壁B部(接続部)の基礎工から着手し、順次、本体工まで施行する。次に、-3.0m岸壁A部・B部(標準部)及び取付部の本体工までを施行し各施設の接続を図った後、仮設工を撤去すると共に、-3.0m岸壁B部(接続部)・B部(標準部)・A部及び取付部の上部工に着手し、各施設を概成させる。

最後に、エプロン舗装を施行して、本埋立てに関する工事を竣功させる。

3 埋立てに用いる土砂等の種類

該当事項なし

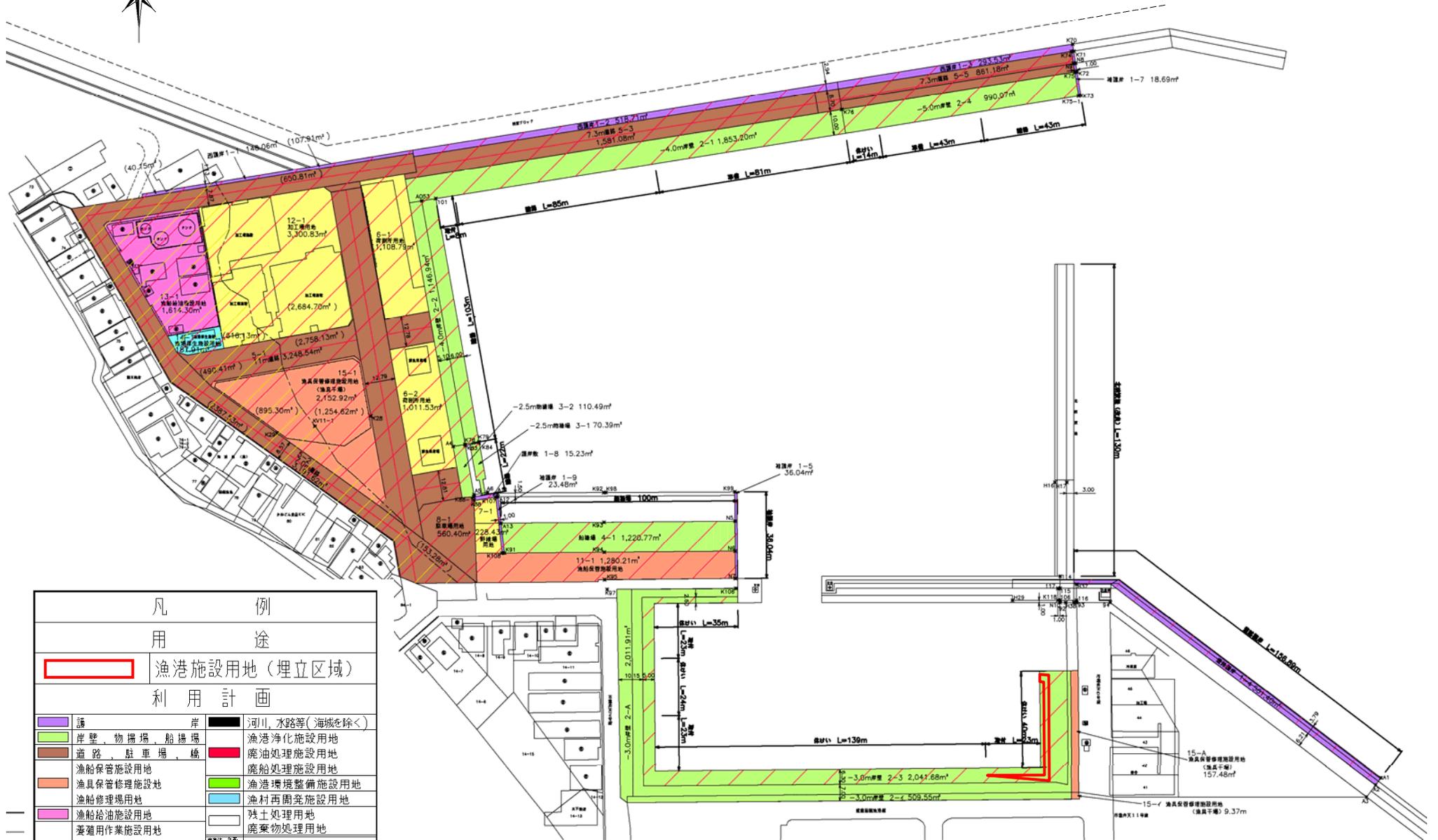
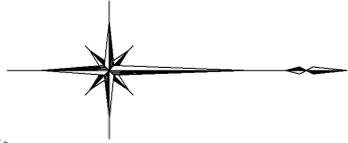
(4)公共施設の配置及び規模の概要

「別添 函館漁港 漁港施設用地等利用計画平面図のとおり」(P12-1 参照)

5. 埋立てに関する工事の施行に要する期間

7月

函館漁港 漁港施設用地等利用計画平面図



凡 例	
用 途	
	漁港施設用地(埋立区域)
利 用 計 画	
 護 岸	河川、水路等(海域を除く)
 岸壁、物揚場、船揚場	漁港浄化施設用地
 道路、駐車場、橋	廃油処理施設用地
 漁船保管施設用地	廃油処理施設用地
 漁船保管修繕施設地	漁港環境整備施設用地
 漁船修理場用地	漁村再開発施設用地
 漁船給油施設用地	残土処理用地
 養殖用作業施設用地	廃棄物処理用地
 水産種苗生産施設用地	直轄
 荷捌所用地、畜養施設用地	民地等買収
 野植場、加工場用地	水面占用
 水産倉庫用地、製氷	公共空地盛土
 漁港厚生施設用地	
 漁港管理施設用地	

公有水面埋立区域等位置図



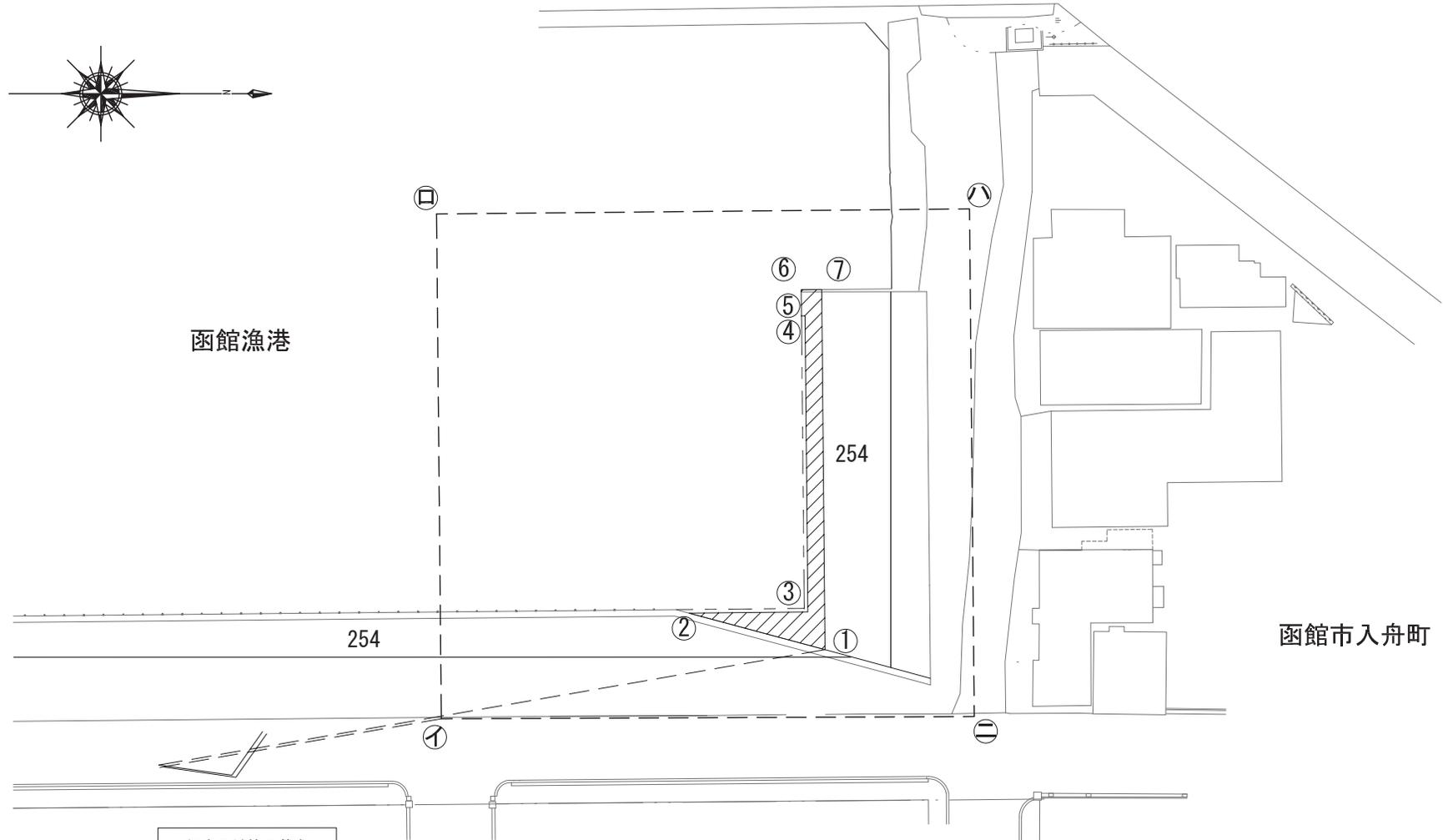
公有水面埋立申請箇所

-3.0m岸壁
57.5m



凡例	
	埋立区域
	埋立に関する工事の施行区域

公有水面埋立区域等平面図



函館漁港

函館市入舟町

埋立区域等の基点	
三等三角点	函館
北緯	41度45分33秒545
東経	140度42分14秒426
X=	-248, 793. 749
Y=	37, 752. 512

縮尺 1 : 800



凡 例		
	埋立区域	130.10㎡
	埋立てに関する工事の施行区域	4,304.60㎡